

指令所敷地内緑地管理業務仕様書

- 1 適用
- 本仕様書は、札幌市交通局指令所敷地内の指令所敷地内緑地管理業務委託に関して適用するものである。
- 2 所在地
- 札幌市厚別区大谷地東4丁目3-33
札幌市交通局指令所敷地内
- 3 履行期間
- 契約書に示す着手の日から、令和7年9月30日までとする。
- 4 目的
- 指令所敷地内の樹木、芝生、草花及び花壇等の良好な育成、維持を図り、指令所敷地周辺の自然環境の保全、環境美化を目的とする。
- 5 業務範囲(別添詳細仕様)
- (1) 草刈り(契約期間中2回実施)

(1回目と2回目に実施)

(2) 樹木剪定(契約期間中1回実施)

(1回目に実施)

(3) 除草(契約期間中2回実施)

(1回目と2回目に実施)

(4) 投棄(発生したその都度実施)

(1回目と2回目に実施)
- 6 一般事項
- (1) 発生した不要材については、関係法規に基づきすべて受託者が適正に処分すること。

(2) 業務履行に必要な資材及び運搬等に係わる経費は、すべて受託者の負担とする。

(3) 作業時間は、午前9時00分から午後5時00分までとする。なお、土・日・祝日は原則作業を行わないものとする。

(4) 業務実施時期については、芝生・樹木等の生育状況を確認のうえ実施すること。
- 7 廃棄物等
- 剪定枝等の一般廃棄物を処分する際は、受託者は一般廃棄物(伐採物・抜根等限定)収集運搬業の許可を受け、下表に示す廃棄処理施設にて処分すること。また、廃棄物の処分後は、処理施設より発行される数量計算書の写しおよび処分量調書を提出すること。
- なお、産業廃棄物が発生した場合は、受託者は再使用、再生利用および適正な処理を行うものとする。
- ＜処理施設＞
- ㈱ばんけいリサイクルセンター

南)定山溪896番地3

Tel595-2111

札幌市ごみ資源化工場

北)篠路福移153

Tel791-6770

篠路破碎工場

北)篠路福移153

Tel791-2516

発寒破碎工場

西)発寒15条14丁目2-30

Tel667-5311

駒岡清掃工場

南)真駒内602-30

Tel582-9733

白石清掃工場

白)東米里2170-1

Tel876-1710
- 8 提出書類等
- 契約締結後、次表に定める書類を当局に提出すること。

書 類 名	提出期限	提出先	サイズ	部数	備 考
業務着手届	着手と同時	指令所 指令係	A-4	1	
業務主任経歴書	着手と同時	指令所 指令係	A-4	1	
資格証明書の写し	着手と同時	指令所 指令係	A-4	1	
業務工程表	着手と同時	指令所 指令係	A-4	1	
業務写真	作業終了の都度	指令所 指令係	A-4	1	
実施報告書	作業終了の都度	指令所 指令係	A-4	1	
業務完了届	業務完了時	指令所 指令係	A-4	1	

- (1) 上記に示す書類のほかに必要書類が発生した場合は、その都度提出すること。
- (2) 提出書類に変更が発生した場合は、遅滞なく提出すること。
- (3) 業務着手届には、労働基準監督署の「保険関係成立済」印が押されていること。
- (4) 提出書類には、代表者印が押されていること。

9 作業報告

- (1) 受託者は、実施した業務結果について、必要事項を作業日誌に記入し速やかに委託者へ提出すること。
- (2) 実施結果の報告は、完了後速やかに実施報告書(最終作業時は業務完了届)により委託者へ提出すること。なお、日誌の様式については、委託者の承認を得ること。

10 疑義

本仕様の内容または業務の実施に関し疑義が生じた場合は、当局担当者と十分協議を行いその指示に従うこと。

11 委託料の支払い方法

1回目の作業が完了し検査合格後、委託料の二分の一に相当する額を支払い、本業務の完了検査合格後残りの額を支払うものとする。また、支払額に端数が生じた場合については、1回目で調整する。なお、都度の完了書類及び請求書の提出を遅滞なく行うこと。

12 注意事項

作業範囲及び周囲状況を把握し、安全作業に徹するとともに、作業員に対する責任は、作業中を含め一切受託者が負うものとする。

13 札幌市環境マネジメントシステムの運用への協力

受託者は、作業に従事する者へ本市の「環境方針」を周知し、本市の環境配慮に対する取り組みについて理解させること。

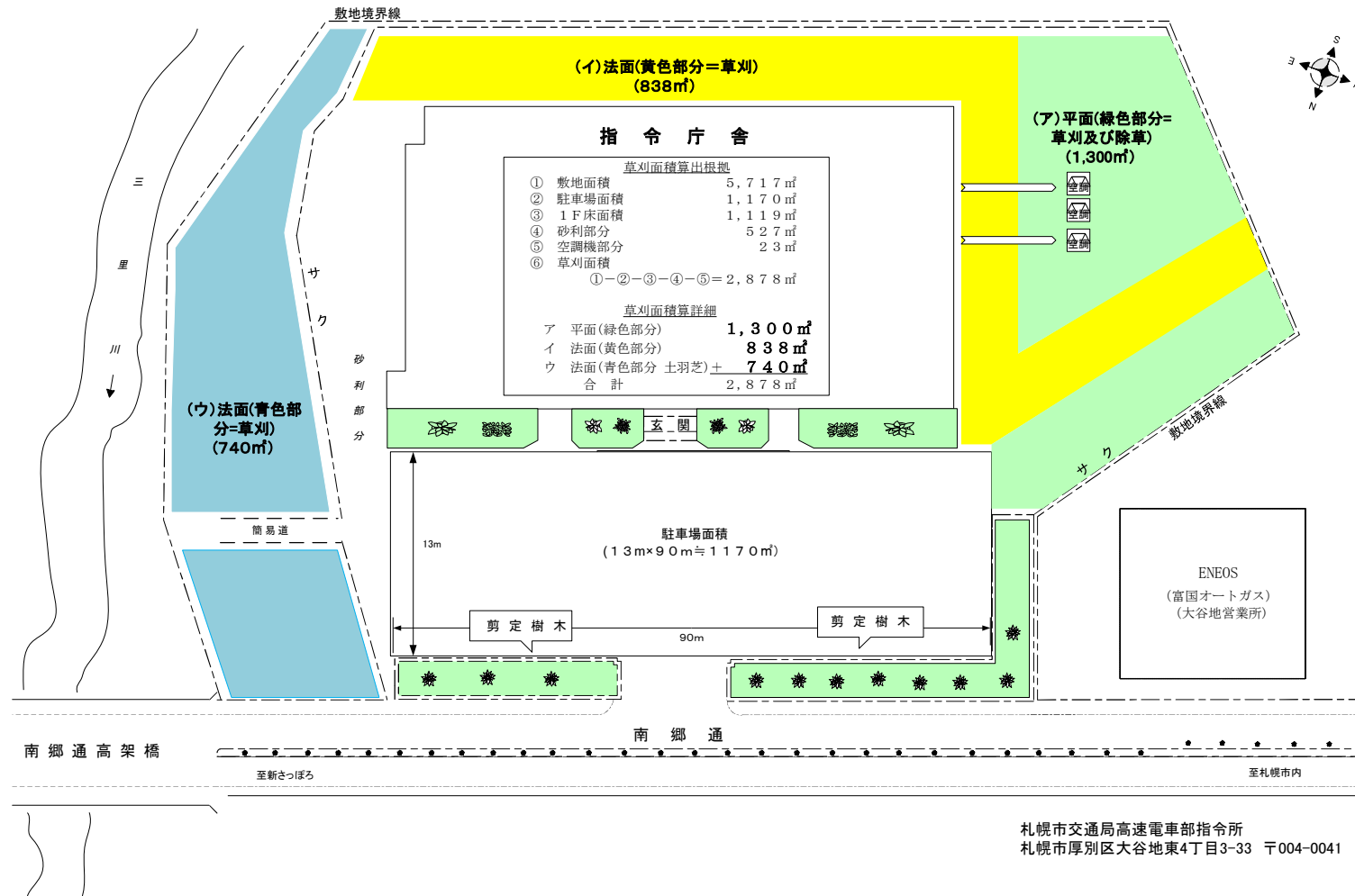
また、本業務の履行においては、環境負荷の低減に努め、札幌市グリーン購入ガイドラインに沿った、物品等を使用するなど、極力環境に配慮すること。

別途詳細仕様

札幌市交通局高速電車部指令所

1 草刈・剪定・除草	✓ 草刈り	平面(除草併用部含)	1300.0	m ²	別紙見取り図(ア) (1回目と2回目に実施)
	・ 剪定樹高(100～200cm)	平面	11.0	本	別紙見取り図(ア) (1回目に実施)
	■ 草刈り	法面	838.0	m ²	別紙見取り図(イ) (1回目と2回目に実施)
	□ 草刈り	法面(土羽芝)	740.0	m ²	別紙見取り図(ウ) (1回目と2回目に実施)
	・ 除草	平面(樹木植込み部)	650.0	m ²	別紙見取り図(ア) (1回目と2回目に実施)
	刈払機・ロータリーモア使用・片付け含む 刈り取り後の草等については、受託者が処分すること。				

札幌市交通局 指令所



業務着手届

令和 年 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長

	住 所	
受託者	会社名	
	代表者	印

業務名 指令所敷地内緑地管理業務

上記業務は、令和 年 月 日に着手したのでお届けします。

業務工程表

令和 年 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長

	住 所	
受託者	会社名	
	代表者	印

業務名 指令所敷地内緑地管理業務

履行期間	着 手	令和 年 月 日
	完 了	令和 年 月 日

上記業務について、別紙の工程表により実施しますので、承認願います。

工程表

[illegible]

業務主任経歴書

業務名 指令所敷地内緑地管理業務

業務主任（氏名） (歳)

1 職歴、法令による免許、資格

取得年月日	免許・資格

2 最近の主な業務経歴

履行期間	業務内容	発注者

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

住所
受託者 会社名
代表者

印

業務委託－第 11 号様式

供覧	課 長	係 長	係

実施報告書

令和 年 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長

受託者（住所）
（会社名）
（代表者）
（現場責任者）

印
印

下記のとおり、作業を実施しましたので報告します。
記

業務名 [指令所敷地内緑地管理業務]

業務履行期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

実施日	作業場(箇)所	作業実施内容	作業時間	その他	作業者 氏名・印

(その他)

業務履行確認欄

令和 年 月 日

上記のとおり、実施報告書の提出がありましたので履行の確認をしました。

交通局高速電車部指令所 氏名 印

課 長	係 長	係	この業務の検査員に下記の者を命じ、検査を 令和 年 月 日に実施してよろしいか。 検査員 指令係長

業務委託－第 12 号様式

供覧	課 長	係 長	係

作 業 日 誌

年 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長

受託者（住所）
（会社名）
（代表者）
（現場責任者）

印
印

下記のとおり、作業を実施しましたので報告します。
記

業務名 [指令所敷地内緑地管理業務]

業務履行期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

実施日	作業場(箇)所	作業実施内容	作業時間	その他	作業者 氏名・印

(その他)

業務履行確認欄

年 月 日

上記のとおり、作業日誌の提出がありましたので履行の確認をしました。

交通局高速電車部指令所指令係 事務職員 氏名

印

【実施結果：

】

業 務 完 了 届		
年 月 日		
札幌市交通事業管理者 交通局長		
住 所		
受託者 商号又は名称		
職・氏名		印
業務名		
上記業務は、 年 月 日に完了したのでお届けします。		

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

-----（以下、札幌市交通局使用欄）-----

受 付	年 月 日	完了を確認した職員 (氏名)	印
-----	-------	-------------------	---

課長	係長	係

この業務の完了検査に係る検査員に下記の者を命じ、 年 月 日に検査を実施してよろしいか。		
検査員 （役職・氏名）		

環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPPORO』」の実現を目指してまいります。

2 基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

札幌市長 秋元克広

札幌市環境局